月２回発行　2015年３月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2229号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

化学工場の爆発に共通要因

「現場対応力」に陰りが

東京工業大学 大学院　中村 昌允

特集Ⅱ

卸小売業へ労災対策事例

足立労基署が転倒・腰痛防止で

ニュース

見積条件に法定福利費明示

国交省　社保加入ガイドライン改定へ

No.2229
2015
3/1

WEB 版はカラーでご覧になれます !!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21　北海道会
オフィス　小笠原
加藤　晴子

第190回

早朝に除雪作業していた社長が転倒し、頭を強打

■ 災害のあらまし ■

K社は建設業を営む社員20人の会社。トラックやパワーショベルを整備していることから、冬期の雪が多い時期には除排雪の業務も請け負っていた。K社長はその日、会社隣にある自宅の目の前のアパートの除雪を頼まれ、早朝1人で作業をしていた。除雪を終え、ショベルから降りた際に足を滑らせ転倒し、道路脇に積んであった床材の角に頭を強打、5センチほどの切り傷から出血するけがを負った。様子見していたが、1時間後に気分が悪くなり嘔吐したため、救急車で搬送された。

■ 判断 ■

K社長は事業主であるため、労災保険の適用には、特別加入の必要があったが、特別加入はしていなかった。また、特別加入していたとしても、今回の除雪作業をしていた時間帯が、労働者の就業時間外（始業時刻前）の早朝であり、たった一人で作業していたことから、**業務外**と判断されやすいと考えられる。

■ 解説 ■

業務災害と認定されるのは通常、「業務遂行性」と「業務起因性」がともに認められる場合であるが、特別加入者については、その業務や作業の範囲が労働者の場合と異なり特別加入者本人の主観的な判断で決まることが多く、通常認定範囲を確定することは困難である。そのため、業務災害の認定は厚生労働省労働基準局長が別に定める基準に従って行うこととなる。

中小事業主などにおいて、業務遂行性が認められる範囲は以下に定められている。

（1）特別加入申請書別紙の業務の内容

欄に記載された所定労働時間（休憩時間を含む）内において、特別加入の申請に係る事業のためにする行為（事業主の立場で行う事業主本来の業務を除く）およびこれに付随する行為（生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為および緊急業務行為をいう）を行う場合

（２）労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合

（３）就業時間に接続して行われる準備・後始末の業務を特別加入者のみで行う場合

（４）（１）～（３）の就業時間内の事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合

（５）事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合

（６）通勤途上で次の場合　ア　労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中　イ　突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上

（７）事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

また、業務起因性の判断については、労働者の場合に準じて行うこととされている。つまり、労働者と一体となって作業をしている場合は業務起因性が認められ、事業主としての仕事をしていた場合には、労災とは認められないことになる。

K社長は救急車で運ばれたあと、症状としては意識障害、病名は急性硬膜下血腫と診断されたため、すぐに緊急手術となり、その後、長期間の入院を経て無事に退院した。しかし、K社長は特別加入をしていなかったため、労災保険が適用されないことは明らかだった。一方、健康保険の観点からみて、保険は使えるのかどうかという点に議論の余地があった。



健康保険法では、業務災害以外の負傷について給付を行うこととされているが、法人の役員としての業務に起因する負傷などは、原則として保険給付の対象外とされている。

ただし、例外として法人の役員の中でも「被保険者が５人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者」で、「当該法人における従業員（法人の役員以外の者をいう）が従事する業務と同一であると認められる業務」に従事する役員については健康保険でも給付対象とされていた。

K社長の会社は従業員20人。社員が通常行う業務をしていたことには間違いないが、適用事業所規模としては健康保険の適用は難しかった。

結局、診療代は全額自己負担となり、費用が多額となった。K社長はめったに従業員と同様の業務に就くことがないという理由で特別加入をしていなかった。しかし多少なりとも作業の可能性がある中小事業主としては、万が一の備えが必要という警鐘ともいえるケースである。